

基準 2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

群馬県は昭和 27 年に群馬県立看護学院、昭和 33 年に群馬県立診療工ックス線技師養成所を設立した。以降、これらが改組されて群馬県立福祉大学校、群馬県立医療短期大学となり、看護師、保健師、診療放射線技師を養成する学科が設置されてきた。そして、この群馬県立医療短期大学を改組する形で本学が設立された。

両学部とも「保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年八月十日文部省・厚生省令第一号）」及び「診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年十二月十一日文部省・厚生省令第四号）」（以下、「各指定規則」という。）の基準に基づく教育組織を有し、これに適合するカリキュラムを編成して専門教育を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の学部学科構成は、本学の目的に則した適切なものである。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点到係る状況】

教養教育科目の卒業要件は看護学部 22 単位以上、診療放射線学部 18 単位以上であるが、授業科目の提供は 32 科目 61 単位であり、学生の興味・関心に応じて選択履修できるよう配置されている。非常勤講師担当による科目については、専任教員による支援体制がとられ、教育の円滑化が図られている。（資料 2-1-②-1）

資料 2-1-②-1 非常勤講師担当科目に対する支援体制（「教養教育科目・専門基礎科目支援体制について」より抜粋）

2 当該科目の支援を担当する専任教員

専任教員以外の教員が主として担当する教養教育科目・専門基礎科目は、1 科目につき、講師以上の専任教員 2 名が担当する（以下、支援担当教員とする。）。なお、英語に関しては、英語の専任教員が担当する。

実験補助を必要とする専門基礎科目に関しては、別に定める。

3 支援担当教員の業務

支援担当教員は、主として次の業務を行う。

- (1) カリキュラムの趣旨、教養教育科目の基本方針、当該科目における科目概要の説明
- (2) 当該科目に関する試験日程等の調整及び試験監督
- (3) 当該科目に関する学生による授業評価に関する趣旨説明
- (4) 当該科目の授業内容の把握
- (5) 担当教員交代時の教員候補者の推薦
- (6) その他、当該科目の教育内容に関わる事項

【分析結果とその根拠理由】

本学における教養教育の体制は、適切に整備されている。専任教員以外が担当する科目について、専任教員による支援体制が確立され、有効に機能している。

観点2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

看護学研究科には実践看護学領域と看護教育学領域の2領域が置かれ、実践看護学領域は看護実践に資する研究能力を備えた研究者の育成を、看護教育学領域は基礎教育学、卒後教育・継続教育を展開するための教育能力を備えた看護学教員の育成を目指している。

診療放射線学研究科は放射線画像検査学分野及び放射線治療学分野の2分野で構成される。これら分野の課程修了により高度医療専門職者としての知識基盤を身につけた指導者として、医療現場における高い専門性の維持と展開が期待できる。（資料2-1-③-1）

資料2-1-③-1 大学院の設置趣旨

○看護学研究科

看護学士課程においては、群馬県民をはじめ様々な地域に生活する人々の生涯に渡る健康水準の維持・向上を目標として、生涯発達看護学・地域健康看護学・看護技術学・機能看護学という4専門領域からなる新たな看護学教育モデルを構築した。従来の看護学教育は、小児・成人・母性・老人といった発達モデルを軸に据え構築されており、昭和43年我が国に導入された。その後、約40年が経過し、医療の現状は、医療の高度化・入院期間の短縮化・在宅医療の推進等、大きな変化をきたしている。看護は、社会の変化と密接に関係する。この変化に対応するためには、特定の時期、特定状況下焦点化された従来の発達モデルによる看護学教育から人間の生涯を視野に入れ、あらゆる生活の場の特徴を反映したモデルによる看護学教育への移行が必要である。また、ここに看護への政策・管理・教育の視点を反映することを通して社会の変化に対応できる教育を実現できる。本学は、このような必要性に応じて4専門領域からなる新たな看護学教育モデルを構築した。平成20年4月現在、我が国の看護系大学は168校にまで増加し、各大学は本学と同様に各々の立場から社会の変化に対応できる多様な看護学教育モデルを構築し、教育を開始した。

群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科（以下、「本研究科」という。）は、本学及び我が国の看護系大学におけるこのような看護学教育モデルが、十全にその機能を発揮し、地域への研究成果の還元を通し、今後、生じるであろう社会の更なる変化に対応していくことのできる研究者あるいは教育者の育成を目指す。

○診療放射線学研究科

診療放射線学は、理学・工学的知識基盤を医学における放射線画像検査学並びに放射線治療学の進歩のために高度に応用することにより、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とした総合的かつ学際的な科学である。本診療放射線学研究科診療放射線学専攻（修士課程）の理念は、放射線画像検査学、放射線治療学等の臨床に即した学術研究を積極的に遂行することにより、個人及び集団の健康支援、疾病の予防、治療効果の向上への寄与を目指すと同時に、学際的学問領域である診療放射線学のさらなる発展に貢献することである。かかる理念に沿って、本研究科は独自の手法と創造性をもって、健康支援に結びつく診療放射線学の体系化及びこれと密接に関係する物理現象並びに生命現象の探求を行う。

群馬県立県民健康科学大学では、群馬県並びに我が国における診療放射線学の教育研究拠点として機能すべく、平成17年4月に

設置された診療放射線学部を基盤とし、博士課程を視野にいれた診療放射線学研究科診療放射線学専攻（修士課程）を設置する。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科及び専攻の構成は、保健医療における高度専門職及び教育者の育成の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

県立の医療系大学として、大学が所有する知的財産や研究成果等を、県民をはじめ、広く教育機関、医療機関、医療従事者、行政等に対し還元することにより、県民福祉の向上に寄与することを目的に、平成24年4月に大学附属機関として、「地域連携センター」を開設した。

地域連携センター開設以前も、本学では地域貢献活動に取り組んできたが、教育・研究に加え、地域貢献が大学の第3の役割と位置付けられた状況を踏まえ、より一層の地域社会への貢献を目標に地域連携センターを開設・運営し、主要6事業をはじめ様々な取り組みを展開している。

【分析結果とその根拠理由】

本学基本理念にも「(前略)研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境のさらなる向上に寄与する。」と謳われていて、地域社会への貢献を果たすため、大学附属機関として地域連携センターを開設し、必要な活動を開始した。社会全体や地域の状況を踏まえ、本学に求められるニーズを正確に把握した上で、各事業を展開している。

地域連携センターの運営にあたっては、地域連携センター長が中心となり、全学委員会である地域連携センター運営委員会が行い、全学的に地域貢献活動に取り組む体制を整えている。また、「地域連携センター運営会議」を開催し、4名の外部委員から地域連携センターの事業計画や事業評価について助言を得て、適切な運営を行っている。

**観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。**

【観点到係る状況】

本学では学内における最高議決機関として大学運営会議を置き、全学的で各学部・各研究科に共通する教育活

動に係る重要事項について審議している。

学部の教育課程や試験、単位認定等の重要事項は学部ごとに設置されている教授会にて審議している。教授会構成員は学校教育法第93条第2項の規定に基づき、教授、准教授、専任講師及び助教である。大学院研究科は、大学院を担当する教授によって構成される研究科委員会であり、教育課程や修士論文審査、試験、単位認定等の重要事項を審議している。

大学運営会議、教授会、研究科委員会は原則毎月1回開催されている他、必要に応じて臨時に開催されている。(組織の状況については、「基準11 管理運営について」において詳述する)

大学全体として教育課程や教育方法を検討する組織としては合同教務委員会が設置され、学部や研究科における教育課程や教育方法の充実・改善を図ることを目的に、各学部及び各研究科に教務委員会が置かれており、教育課程編成や授業計画等教育内容の実質的な企画・点検を行っている。合同教務委員会の組織構成は、両学部長を含む各分野領域からの代表となっているため、実質的な検討に適切な構成となっている。また、各学部、研究科の教務委員会も各分野領域からの代表で構成され適切に検討が行える体制になっている。各委員会の組織構成や検討事項は、各々の委員会規程(規程集 P.25～)により定められており、月一度の定例委員会の他、必要に応じて臨時に開催している。

【分析結果とその根拠理由】

教育活動に係る重要事項を審議するために、全学組織としての大学運営会議、学部ごとの教授会及び研究科ごとの研究科委員会が設置され機能していることから、必要な活動を行っている。

また、合同教務委員会をはじめとする各種学内委員会も、審議事項や構成員が規程により適切にかつ明確に定められ、必要な回数の会議を開催しており、各学部及び各研究科の教育課程や教育方法についての実質的な検討が行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 大学及び大学院の目的と学部及び研究科の構成とは整合性があり、教育研究のための実施体制が適切に機能している。
- 大学運営会議は両学部及び両研究科をまとめる学内の最高意思決定機関として機能し、その下で両学部及び両研究科が各々独自性をもって、教育研究を実施する体制になっている。

【改善を要する点】

- 教育活動に係る重要事項は教務委員会にてあらかじめ審議され、教授会において審議されるが、ほとんどの場合そのまま承認されている。すべての専任教員が構成員である教授会で実質的な審議は困難であるが、教員からの意見が出やすい教授会運営が求められる。